

新潟市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第3号

新潟市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市火災予防条例施行規則（昭和37年新潟市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第11条 条例第53条第3項の公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物で、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従つて屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備（以下「屋内消火栓設備等」という。）を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査において当該屋内消火栓設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第53条第3項に規定する公表の対象となる違反の内容は、前項の公表の対象となる防火対象物に屋内消火栓設備等が設置されていないこととする。

（公表等の手続）

第12条 条例第53条第1項の規定による公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、市のウェブサイトへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

（1） 前条第1項の公表の対象となる防火対象物の名称及び所在地

(2) 前条第2項の公表の対象となる違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）

(3) その他消防長が必要と認める事項

3 消防長は、第1項の公表をした違反が是正されたことを確認した場合は、当該違反に係る内容を市のウェブサイトから削除するものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。